

国民年金の手続きは  
免除のみに  
お早め  
国民年金事務所(お客様相談室)  
0143-50-1004  
住民課・戸籍年金グループ  
74-3002

国民年金保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。免除される保険料額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四段階になります。また、20歳から30歳未満の若年者には、本人・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申



請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除の申請日と承認期間

申請を行って免除が認められる期間は、申請日に応じて次のようになっています。

- ① 申請日が7月の場合：前年の7月から翌年の6月までの期間
- ② 申請日が8月から翌年6月までの場合：その年の7月から翌年6月までの期間
- ③ 申請日が1月から6月までの場合：前年の7月からその年の6月までの期間

このように7月に申請する場合には、申請書を2枚提出します。

保険料免除の申請方法は

申請書は、年金事務所または市区役所・町村役場の国民年金担当窓口を用意してありますが、日本年金機構のホームページからプリントアウトして入手することもできます。

記入例を参考にして申請書に記入し、以下の添付書類といっ

しよに住民登録をしている市区役所・町村役場へ提出します。

【添付書類】

- ① 年金手帳または基礎年金番号通知書(必ず必要)
- ② 前年または前々年の所得を証明する書類
- ③ 退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(退職・失業により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

④ 印鑑

詐欺に注意!

公的機関を名乗る人から、医療費を還付しますと騙し、お金を振り込ませる詐欺事件が増えています。

自治体職員や税務署員を装って電話をかけ、「医療費、保険料税金」が還付されます等、払いすぎたお金が返還されるかのよう

に偽ります。還付金をATMで返還することは絶対ありません。「携帯



電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です。相手の言った電話番号を鵜呑みせず、電話番号を確認して、関係機関に問い合わせましょう。だまされないためにも「自分の身にも起るかも・・・」という意識を持つことが大切です。

食品衛生に関する講習会開催

健康課 健康福祉センター  
健康福祉グループ  
76-4006

ノロウイルスを原因とする食中毒等が多発している状況を踏



- 場 所 洞爺湖町健康福祉センター「さわやか」
- 日 時 7月2日(火) 13時00分～14時20分
- 内 容 テーマ「(仮)食品衛生に関して」
- 講 師 北海道室蘭保健所職員
- 申込締切 6月25日(火)までに電話で申込みください。(参加される方の名前と所属団体名をお知らせください。)